

## 平成24年第3回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月14日（木）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第25 議案第11号 工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ  
団地公営住宅新築工事（1号棟）（建築主体））
- 日程第26 議案第12号 工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ  
団地公営住宅新築工事（1号棟）（機械設備））
- 日程第27 議案第13号 工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ  
団地公営住宅新築工事（1号棟）（電気設備））
- 日程第28 議案第14号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第29 意見案第1号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書
- 日程第30 意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、  
「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学  
保障充実など平成25年度国家予算編成における教育予算  
確保・拡充を求める意見書
- 日程第31 意見案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や  
子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第32 意見案第4号 地方財政の充実を求める意見書
- 日程第33 意見案第5号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書
- 日程第34 意見案第6号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求め  
る意見書
- 日程第35 意見案第7号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める  
意見書
- 日程第36 意見案第8号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求  
める意見書
- 

#### ◎出席議員（18名）

議長 18番 前田篤秀君 17番 浅水輝彦君

《平成24年6月14日》

1 番	石 田 通 行 君	2 番	今 村 則 康 君
3 番	清 野 嘉 之 君	4 番	林 照 雄 君
5 番	黒 坂 貴 行 君	6 番	松 田 良 一 君
7 番	岩 上 孝 義 君	8 番	山 田 和 夫 君
9 番	岩 澤 武 征 君	1 0 番	杉 本 信 一 君
1 1 番	山 谷 敬 二 君	1 2 番	高 橋 眞 千 子 君
1 3 番	荒 井 範 明 君	1 4 番	阿 部 君 枝 君
1 5 番	奥 田 稔 君	1 6 番	高 橋 義 詔 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代 表 監 査 委 員	秋 保 利 勝 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	村 本 秀 敏 君	経 済 部 長	高 嶋 朝 雄 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 参 与	佐 藤 優 君
民 生 部 参 与	石 川 弘 美 君	総 務 課 長	寒 河 江 陽 一 君
情 報 管 財 課 長	岩 山 靖 彦 君	企 画 課 長	加 藤 俊 之 君
財 政 課 長	太 田 守 君	保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君
保 健 福 祉 課 主 幹	深 澤 万 喜 子 君	住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君
税 務 課 長	鈴 木 光 男 君	農 政 林 務 課 長	安 藤 清 貴 君
商 工 観 光 課 長	大 河 原 忠 宏 君	建 設 課 長	中 川 原 英 明 君
建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君	水 道 課 長	岸 野 博 美 君
水 道 課 参 事	久 保 英 之 君	会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君
生 田 原 総 合 支 所 長	岡 村 宏 君	生 田 原 総 合 支 所 地 域 住 民 課 長	熊 沢 広 正 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	工 藤 敏 広 君	白 滝 総 合 支 所 長	池 田 博 利 君
白 滝 総 合 支 所 産 業 課 長	加 藤 雅 史 君	教 育 長	河 原 英 男 君
教 育 部 長	橋 本 健 一 君	教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君
社 会 教 育 課 長	中 村 哲 男 君	図 書 館 長	佐 川 哲 史 君
総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君	社 会 教 育 課 参 事	大 貫 雅 英 君
監 査 委 員 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成24年6月14日》

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、18人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、林議員、高橋義詔議員を指名いたします。

---

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎日程第25 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第11号工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（建築主体））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（建築主体）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は3億4,230万円であります。

契約の相手方は、山口・渡辺特定建設工事共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役、山口正英。

構成員、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺博行であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社管野組ほか4者により指名競争入札を行い、山口・渡辺特定建設工事共同企業体が3億4,230万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、さきに配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、裏面にございます20番目に記載しておりますので、御参照願います。

なお、山口・渡辺特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年9月30日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山田議員。

○8番（山田和夫君） お聞かせをいただきたいのですが、この工事発注等の状況を見ますと、予定価格が3億2,750万円、落札価格が、消費税を抜いた金額は3億2,600万円です。150万円しか差がありません。落札率で見ますと、99.5%を超えた落札率になるはずですが、そうしますと、落札をした企業を除いた管野組のほか3者についての入札金額をまずお知らせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 入札額にかかわるといってございまして、入札結果の内容を今読み上げたいと思います。

建設工事等の発注状況の業者の順に申し上げます。

株式会社管野組、3億2,670万円。

大同産業開発株式会社、3億2,700万円。

株式会社三共後藤建設、3億2,690万円。

日新・茶木特定建設工事共同企業体、3億2,650万円。

山口・渡辺特定建設工事共同企業体、3億2,600万円であります。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今、ほかの企業の入札価格をお知らせいただいたのですが、予定価格との差は非常に狭いですよね。今、どこの自治体でもそうですが、95%で落札しても談合ではないかというふうに騒がれますよね。この5者ともに99.5%以上の入札率、極端すぎませんか。どのようにお受けとめになりますか。ものの見方によっては、この予定価格が、逆に言って低すぎるのではないのかという気もしますよね、これだけ差がないということは。という言い方もできるのです、いいほうに解釈すれば。予定価格と落札価格、あるいは入札価格との差が少ないということは、予定価格が低すぎたのではないのか。いい解釈をすればそういう言い方もできますけれども、今までも、この団地とほぼ同じ構造の建物、2棟建てましたよね。こういう99.5%を超える落札率でしたか。違うでしょう。これは落札率が異常に高いのか、予定価格が低いのか、どのようにお受けとめになりますか。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 予定価格につきましては、原課で積算しておるところであります、予定価格としては適正な価格だというふうには認識しております。（山田議員「そうすると、この落札価格は」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） あくまでも入札の結果でございまして、高いか安いかということについては、ちょっと答えられないということで、御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） しつこくやるつもりはありませんが、談合があるとは思っていません。あってはならないことです。しかし、やはり予定価格と落札価格との差というのは、私はあってしかるべきだと思っています。遠軽の建設工事等の発注状況、ずっと見ますと、こういう建物は大体平均すると落札率95%なのです。これでもほかの都市へ行くと、札幌でもそうですし、室蘭でもそうですけれども、談合をやっているのではないかと、必ず新聞でもたたかれます。99.5%を超える率ですよ、たしかこの金額は。普通はあり得ないと私は思います。やはりそこは、今、課長が答弁したように、予定価格は適正だと答弁しましたけれども、本当に適正なのかどうか、その部分も含めてやはりきちんと検証して、入札のあり方について御検討いただきたい。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

石田議員。

○1番（石田通行君） 一つだけお尋ねをしたいのですが、これは審査委員会の委員長であります総務部長に伺ったほうがよろしいかと思えます。

特定の関係やら経常やらいろいろあるのですが、この判断というものはどのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 特定の部分につきましては、要するに大規模とか、施工的な技術が必要な部分について、おおむね3億円以上の工事について、特定の部分としてJ V可ということで公表しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） そうすると、その3億円というおおむねの金額は例年変わらないものなのですか、それとも例年変わるのですか、考え方は。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 基本的には変わりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第26 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 議案第12号工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（機械設備））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（機械設備）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額6,405万円であります。

契約の相手方は、栄管・ウエノ経常建設共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役、以西善一。

構成員、紋別郡遠軽町大通南1丁目2番地37、有限会社ウエノ、代表取締役、大西孝広であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社高橋組ほか4者により指名競争入札を行い、栄管・ウエノ経常建設共同企業体が6,405万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、さきに配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、裏面にございます21番目に記載しておりますので、御参照願います。

なお、栄管・ウエノ経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年9月30日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（機械設備））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第27 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第13号工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（電気設備））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第13号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（電気設備）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額5,432万7,000円であります。

契約相手方は、工藤・北海經常建設共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役、工藤英高。

構成員、紋別郡遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役、福家勝であります。

この工事につきましては、6月5日、遠軽電機株式会社ほか4者により指名競争入札を行い、工藤・北海經常建設共同企業体が5,432万7,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、さきに配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、裏面にごございます22番目に記載しておりますので、御参照願います。

なお、工藤・北海經常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年9月30日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ団地公営住宅新築工事（1号棟）（電気設備））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第28 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第14号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第14号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億6,824万1,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

19款繰越金につきましては、44万4,000円追加し、総額を6,805万2,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計136億6,779万7,000円に44万4,000円を追加し、総額を136億6,824万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に44万4,000円追加し、総額を27億1,929万4,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計136億6,779万7,000円に44万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の136億6,824万1,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費、企画一般経費 4 4 万 4, 0 0 0 円につきましては、本議会において議決されました遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例に基づき設置するまちづくり自治基本条例推進委員会の委員報酬 3 4 万円、費用弁償 1 0 万 4, 0 0 0 円を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 4 4 万 4, 0 0 0 円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 1 4 号平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、8 ページ、9 ページ。

荒井議員。

○1 3 番（荒井範明君） 幾つかお尋ねをします。

まず、推進委員のメンバーの数はどの程度で考えているのか、これが 1 点です。

それから、多分、民間の委員で構成されると思うのですが、安易に何かの団体の長だからという、そういう選考の仕方はいかがかと思えます。すべてだめとは言いませんけれども、以前にまちづくり自治基本条例を策定したときに、当時の総務常任委員会のメンバーと民間の委員等に入っていていただいて策定作業をしたわけですが、それをまあのほうに上げたのですが、そのときに、民間の審議会の委員という人に諮問されたのです。そこには、はっきり申し上げて教育関係者が 3 人ほどおりました。それは自治会の関係ですとか商工会議所の代表ですとか、そういった関係で入っていたのですが、私どもから見て、日本語の文法的に間違った表現、それから、日本語の表現としては適正を欠く文章が散見されたのです。それで、当時の総務常任委員会では、それらをすべて訂正して議会にかけたという経緯がありますので、この推進委員の構成員は十分気を使っていたかと思えます。

以上、要求なのですが、お答えをお願いします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） まず 1 点目の、委員の数なのですが、予定しておりますのは 1 2 名でございます。公募によります委員が 3 名、町内の産業団体等から推薦を受けた町民が 5 名、議会議員が 2 名、町職員が 2 名という、内訳はそういう形になってございます。町内の産業団体等から推薦を受けた町民という形で条例でうたってございまして、うちのほうで推薦をお願いするわけですが、必ずしもその長の方がなってい

《平成 2 4 年 6 月 1 4 日》

ただ、そういう条件はつけてございませんので、推薦団体から出てきた方をうちのほうで委嘱するという形で考えてございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 私のこれまでの経験ですと、まちの団体からの推薦ということですが、団体名を言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、普通に考えられるのが、自治会連合会の代表をお願いしますとか、女性団体協議会ですとか、労働者の団体ですとかというふうに上げてくると思うのですが、そこから上がってきた、長が来るかどうかわかりませんが、必ずしもこういう条文に精通した人間というか、日本語に精通した人間でない人が来る場合もあるのです。それはそちらのほうではあなたはだめですとは言えないのでしょうか、その辺をきちっと団体に説明して、そういうことをきちっと推進委員の性格を説明して、適当な人を推薦してもらうようにお願いしてみたいと思うのですが、名前が上がってきたら、あなただめとは言えないと思うのです。事前にその辺、きちっとお願いをして、推薦してもらうようにできませんか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今回、条例が可決いただきましたので、各団体のほうにつきましては、うちのほうで出向きまして、推薦をお願いしたいというお話はしてこようというふうに思っています。ただ、その方に対して、うちのほうで、例えばの話、この方がいいですとか悪いですとかという話ではできないと思いますので、こういう基本条例を見直す条例の審議委員会の委員さんですということで御説明をした上で、推薦してくださいということでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 前回、そういったことで、私どもがつくったやつを民間の審議会へかけたら修正されてきたのです。それでまた、まずい表現があったので、私どもが直して議会へかけたのですけれども、その後、民間の推進委員の方にお会いしたときに、我々が直したものをなぜもとへ戻したのだと、えらい怒られたのです。それで、日本語の文法が、ここが違います、この表現が違いますと、一々細かく説明したらその方は黙ったのですけれども、そういったことがありますので、今度のメンバーの中に議会議員が5名入りますから、またそういう嫌な思いをさせたくないと思って言っておりますので、十分御留意いただきたいと思います。議員2人ですね。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議員さん2名ということですので。

進め方なのですが、この推進委員会から出てきたものにつきましては、パブリックコメント等々進めて、最終的には町長に具申という形をとろうかなと思っておりまして、その中で十分論議しながら進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 1点だけ。公募3名と言いましたよね。近年、公募すると、結構公募される方が多いというふうに聞いています。この場合、3名ですから、もしも3名以上が公募に応じた場合はどのように人選するのか、その考え方を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 一応公募3名程度という形で、広報等を利用して公募する予定でございますけれども、4名以上出てきた場合につきましては、内部のほうで検討して、うちのほうで選考していきたいというふうに考えています。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） おかしくないですか、検討するというのは。募集しておいて、応募した人を内部で検討して、この人は適当だ、この人は適当でない判断できないでしょう。それは公募にならないですよ。ですから聞いているのですよ。もしも3名だということに5名来ましたと。そうすると抽選をやる以外ないですよ。あなたは適当です、あなたは適当ではありませんと判断できないですから。それをやったら失礼ですよ。その辺、もう一度。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、公募については、ある程度課題を抱えた中で論議いただと。その中で判断をさせていただきたいということで今考えておりますので。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） だから、それはだめなのです。それは公募にならないですよ。応募した人に対して失礼なのですよ、それをやると。よく言われるのです。応募したけれども、外された人は、私は適格ではなかったのとなるのですよ。それは、こんなこと言ったら怒られるかな。やはりそれはきちんと公平に公正に抽選でやりますということしかないのですよ。その人たちを呼んで、その人の前で抽選するわけではないですよ。それは多分しないと思いますけれども、役場の中で、5人来たら3人に抽選するのだと思いますけれども、その形にしないと、外された方は、内部で検討させていただきましたと。この方とこの方、A、B、C、この方は私たちは適任だと認めましたので、DさんとEさんは外させていただきますと言えないのですよ。言うてはいけないのです。だから聞いているのですよ。応募してくれた人に対して失礼なことのないような選考の仕方をしてください。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、山田議員言われた部分も含めて、公募の部分については内部でちょっと検討させていただきますので。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

19款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第29 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 意見案第1号基地対策関係予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山谷議員。

○11番（山谷敬二君） ー登壇ー

基地対策関係予算の増額等を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力をしているところであります。

しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊など、大変厳しい財政状況にあります。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）など、税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されています。

基地交付金、調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価がえの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯があります。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されています。

よって、国においては、基地関係市町村の実情に配慮して、下記の事項を実現されるよう強く要望するものであります。

1、基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分に踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を

《平成24年6月14日》

拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣であります。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号基地対策関係予算の増額等を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第30 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成25年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） —登壇—

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成25年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

本文を省略し、記以下のみを読み上げさせていただきます。

記。

一つ、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校2年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など

《平成24年6月14日》

国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成25年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第31 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 意見案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○8番（山田和夫君） —登壇—

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、読み上げて御提案いたします。

北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針（平成18年）」を作成し、これに基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定をし、高等学校の募集停止や再編・統合が行われております。これによって、道内では、現在までに19校が募集停止または募集停止が予定され、17校が再編・統合によって削減または削減予定とされております。

配置計画では、再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じている現状にあります。

さらに、子どもの進学を機に、地元を離れる保護者もあらわれるなど、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐ現状がございます。

《平成24年6月14日》

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活を余儀なくされ、精神的、身体的な負担も増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれるといった実態も報告をされている現状があります。

とりわけ昨年度は、他の高校への通学が困難だということで残されました地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っているということを理由に、募集停止とされました。このことは、教育の機会均等を保障すべき北海道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしているものがあります。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく配置計画が進んでいけば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなるということになってまいります。これはそのまま地方の切り捨てであり、ひいては北海道地域全体の衰退につながると考えます。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもたちに豊かな後期中等教育を保障していくべきであると考えます。

そのためには、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要だとも考えます。

よって、北海道においては、以上の趣旨に基づき、次の4項目について強く要望するものであります。

一つといたしまして、北海道教育委員会が平成18年に策定をいたしました「新たな高校教育に関する指針」については、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など、地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行っていただくこと。

二つには、公立高校配置計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾けていただき、一方的な策定は行わないでいただきたいこと。

3点目は、教育の機会均等と子どもの学習権を保障する、そういう立場から、遠距離通学費等補助制度の5年間と言われる年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちもその補助制度の対象とすること。

4点目は、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書の提出先といたしましては、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《平成24年6月14日》

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第32 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 意見案第4号地方財政の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

地方財政の充実を求める意見書について、読み上げて提案をさせていただきます。

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっております。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要であります。

また、全国の経済は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっております。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実が求められているところであります。

平成24年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、平成25年度予算においても、平成24年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められております。

よって、国においては、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を要望いたします。

一つ、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないように各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分

《平成24年6月14日》

は、通常の予算とは別に計上すること。

二つ、医療、介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。

三つ、地方財源の充実を図るため、地方交付税の総額確保と、小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号地方財政の充実を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第33 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 意見案第5号障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩上議員。

○7番（岩上孝義君） ー登壇ー

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

衆議院厚生労働委員会は4月18日、わずか3時間の審議で障害者総合支援法（実質的な障害者自立支援法の一部改正）を採択し、衆議院本会議では討論なしで採決、通過させ法案は参議院に送られました。

しかも、障害者自立支援法違憲訴訟弁護団と国との間で平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法制を実施する旨確約した基本合意を一方的に反故にただけでなく、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において取りまとめられた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言をも無視しております。現行の障害者自

立支援法の一部改正としか言えないものであります。

骨格提言は、障がい者を保護の対象から権利の主体へ転換することや、障がい者支援を社会的・公的な責任に切りかえることなどを理念に打ち出す重要なものであります。障害者権利条約と基本合意を基礎にして、障がいのない市民との平等と公正、制度の谷間や空白の解消、ニーズにあった支援サービス、安定した予算の確保など、今後の障がい者福祉の進むべき方向も具体的に示したものであります。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者がみずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、骨格提言に沿って障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要があります。

よって、国においては、現行法の一部改正という、障がい者が到底受け入れることのできない改正にとどまることなく、徹底した審議を重ね、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させるよう強く要望するものであります。

一つ目といたしまして、障害者総合福祉法（仮称）に当たり、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を最大限尊重し、反映させること。

二つ目、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第34 意見案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第34 意見案第6号けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋真千子議員。

○12番（高橋真千子君） ー登壇ー

けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書について、読み上げて提案させていただきます。

けいれん性発声障害（SD）とは、発声時にのどの筋肉が過度に緊張するため、声に異常を来す病気であり、脳の大脳基底核という部分の異常によって起こるジストニアの一種と考えられておりますが、原因は明らかになっておりません。

主な症状として、無意識に声帯が閉鎖することにより、のどが締めつけられているような話し方になったり、声が不自然に途切れる、声が震える、場合により息漏れの多いささやくような声になることであります。

声をうまく発声できないため、SD患者の多くが仕事上の接客、電話、とりわけ学生においては、就職活動や面接等において相当な負担を強いられております。

また、この病気の一般の認知度は極めて低く、全国的にこの病気の適正な診断、治療を行うことのできる医療機関が少なく、道内では北海道大学病院と旭川大学病院で診断ができると聞いております。

現在の患者数は2,000人と言われておりますが、潜在患者は100倍の20万人とも推定されております。

これらの状況から患者、家族等は大変な苦勞を強いられており、全国的な病名認知の取り組みが求められている状況となっております。

また、このSDについて、現在行われている治療法といたしましては、対処療法に限られる手術のほか、のどの筋肉の緊張をやわらげるボツリヌムトキシン注射があります。注射治療については現在、東京及び千葉県の一部医療機関でしか実施しておらず、また、1回約3万円の費用で効果は数カ月しかなく、定期的に注射を受けるしかないのが現状であります。医療費の面においても、保険適用外であるために、全国に及ぶ患者は多額の医療費を要し、通院にかかる宿泊、交通費の負担も大きなものとなっております。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう要望するものであります。

記。

一つ、実態調査を実施するとともに、患者、家族に対する相談及び支援と、医療機関や学校関係者に病気の周知の体制を確立すること。

二つ、医療費の負担軽減のため、早期にボツリヌムトキシン注射の保険を適用すること。

三つ、ボツリヌムトキシン注射を初めとするSDの治療ができる医院は少なく、限られた地域でしか治療を受けることができない現状を踏まえ、医師の派遣など遠隔地でも治療が受けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

《平成24年6月14日》

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第6号けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第35 意見案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第35 意見案第7号再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

昨年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が本年7月1日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続の簡素化、迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（平成17年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と、他国と比べておくれしており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、国においては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下のとおり十分な環境整備を図るよう強く求める。

記。

一つ、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

《平成24年6月14日》

一つ、買取価格、期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。

一つ、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣であります。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） ちょっと1点お尋ねをしたいのですが、手元に資料がなければ結構なのですが、文中に、環境省の平成17年の実績という数字が載っておりますけれども、7年前の数字ではいかにも古い。ごくごく最近の数字は持ち合わせておりませんか。

（阿部議員「済みません、持ち合わせておりません」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第7号再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第36 意見案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第36 意見案第8号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだ。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいる。

国土交通省の道路橋の予防保全に向けた有識者会議は、提言（平成20年5月）の中で、平成27年には6万橋が橋齢40年超となり、建築後50年以上の橋梁が平成28年には全体の20%、平成38年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化によ

り劣化損傷が多発する危険が指摘されている。

今後、首都直下型地震や三連動（東海、東南海、南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができると同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのである。

一方、景気、雇用は、長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。

そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考ええる。

よって、国においては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求める。

記。

一つとして、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

一つ、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化、無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

一つ、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院、介護等の社会福祉施設などの地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第8号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成24年6月14日》

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

---

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会に付された事件は全部終了しました。  
会議を閉じます。

以上で、平成24年第3回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	新	田	篤	秀	
署	名	議	員	林	照	雄
署	名	議	員	高橋	義	認

《平成24年6月14日》